

第15章の2 避難設備の基準（危政令第21条の2）

避難設備の技術上の基準（危省令第38条の2）

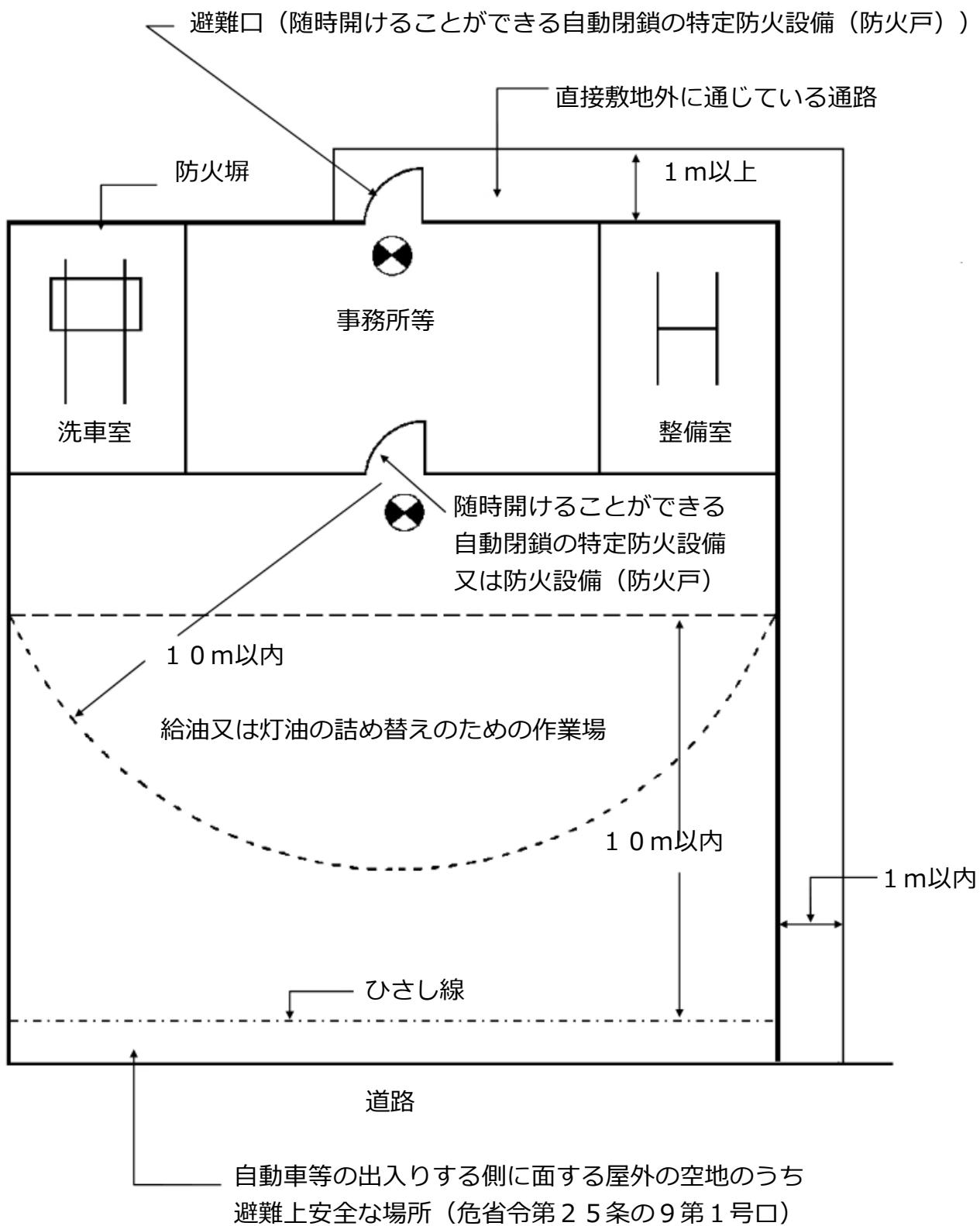
1 避難設備の設置区分（危省令第38条の2第1項）

区分	製造所等の区分	施設規模等	誘導灯設置場所
避難設備 (誘導灯)	給油取扱所	2階を店舗、飲食、展示場の用途に供するもの	①2階から敷地外へ通じる出入口 ②①に通じる通路、階段、出入口
		一方開放の屋内給油取扱所で、敷地外に直接通じる避難口が設けられ、壁等で区画された事務所等を有するもの	①事務所等の出入口、避難口 ②①に通じる通路、階段、出入口
—	上記以外のもの		

2 避難設備の技術基準（危省令第38条の2第2項）

- (1) 誘導灯には非常電源を附置すること。
- (2) 誘導灯は、A級、B級、C級のいずれの種類のものでも差し支えない。（H1危44）
- (3) その他、施行令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例によること。

例図



誘導等の位置